

加盟団体各位

公益社団法人 日本ライフル射撃協会
事務局長 藤井 彌（公印省略）

本会会員資格の確定時期の明確化について（通知）

平素より本会の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026 年度より全会員が Shooters での登録に移行することに伴い、2026 年 2 月 21 日開催の理事会において、本会会員資格の確定時期を明確化する方針が承認されました。つきましては、下記のとおり通知いたしますので、所属会員への周知をお願いいたします。

記

1 趣旨

Shooters では会員本人が収納代行により直接会費を支払う仕組みとなるため、入会申請済みであっても会費が納入されていない状態が生じ得る。加盟団体及び競技会主管者が判断に迷うことのないよう、本会会員資格の確定時期をあらかじめ明確にするものである。

2 会員資格の確定

会員規程第 4 条は、入会時に入会金及び年会費を納入しなければならないと定めており、会費納入を会員資格の前提としている。この趣旨に基づき、本会の会員資格は、次の要件をすべて満たした時点で確定するものとする。

- (1) 会費の支払いが完了していること
- (2) Shooters 上で会員登録が完了していること

3 競技会参加の原則

本会が主催又は主管する競技会及び競技記録公認規程に基づく競技会への参加は、本会会員資格が確定している者を対象とする。

本会会員資格が確定していない者（申請中、未払い等）の参加可否については、競技会主管者が判断する。ただし、本会への成績報告の対象は、報告時点で本会会員資格が確定している者に限る。

（本項については競技運営委員会と確認済み）

4 関連制度との整合

上記の会員資格の確定は、次の制度にも関係する。

(1) 推薦申請

推薦申請は、Shooters 上で会員資格が確定していることが前提となる。

(2) 段級審査

初段以上の段位受験には本会の会員資格が確定していることを要する（段級審査規程第 14 条）。

(3) 記録公認及び実績登録

競技記録の公認は、本会又は加盟団体の会員であることを要件とする（競技記録公認規程第 2 条第 1 号）。加盟団体から本会への成績報告においては、本会会員資格が確定している者の記録を登録対象とする。

5 周知

本方針について、所属会員への周知をお願いする。会費の早期納入及び Shooters 登録の速やかな完了について、ご協力をお願いいたします。

以上